

やまなみ

2018
冬
vol.18



特集記事

平成30年度障害福祉サービス等
報酬改定案に寄せて

連載記事

・事業所リレートーク
・チャレンジ・アクション
長野県社会福祉事業団の「地域における公益的取組」とは？

・つれづれ福祉
派遣・交換研修
・トピックス/人事異動/プレゼント

写真提供：諏訪地域振興局商工観光課

吉兆!

5季ぶりに「御神渡り」出現

「御神渡り」とは、諏訪湖が全面結氷し、せり上がった氷の筋ができる自然現象です。諏訪地方ではその方向や出来具合によってその年の豊凶を占ってきました。今季は5季ぶりに「御神渡り」が出現し、観光客等で大いに賑わいました。

(写真は氷の筋を確認する「拝観式」の様子)



写真提供：下諏訪観光協会

ここ数年、「すべての女性が輝く社会づくり推進室」の発足や「女性活躍推進法」の成立など、わが国では女性の労働環境改善に向けた取り組みが進められています。が、当事業団は以前より処遇面・福利厚生面において、女性にとって非常に働きやすい環境であると感じ、私自身も長年働き続けることができました。しかし、他職種に比べても女性が活躍できる職場ではありませんが、当事業団に限らず福祉職場の人材不足は深刻です。

今後のご支援いただけますようお願い申し上げます。

これらの課題解決に向け、職員一人ひとりがスキルアップを図りながら、幅広い職種、事業所間の連携により、事業団が一体となって事業を推進するとともに、様々な団体、地域の皆様とも連携、協力してまいりたいと思います。

春の日差しがうれしい季節となつてまいりました。本年度より理事及び松本ブロック長、信濃学園の所長をしております森岡と申します。どうぞよろしくお願ひします。

さて、平昌オリンピックの興奮冷めやらぬ中、3月9日からはパラリンピックが開幕となります。今回のオリンピックは小平選手をはじめ、女性アスリートの活躍が目立ちました。

理事として、一職員として福祉人材の確保・育成を進めながら、今後時代が求める、女性のみならず「誰もが働きやすい」職場作りを目指してまいりたいと思います。

当事業団は主に障害福祉サービスを中心に事業展開しておりますが、私の所属する福祉型障害児入所施設「信濃学園」(松本市)では18歳以上の利用者の地域生活移行が課題となっているほか、西駒郷(駒ヶ根市・宮田村)をはじめ多くの障害福祉サービス事業所では利用者の高齢化・ニーズの多様化等への対応が課題となっています。



いぬごやう

長野県社会福祉事業団理事／
松本ブロック長／信濃学園所長 森岡 恵子

平成30年度

障害福祉サービス等報酬改定案に寄せて

障害福祉サービス等報酬改定は3年に1度行われています。平成30年度はその改定年となるのですが、報酬単価がどうなるかは、事業所経営、ひいては利用者が受けるサービスの質と量に直接関わるため、関係者はその動向を注視してきました。今回の特集では、今回提示された改定案について、当事業団常務理事のコメントを掲載します。



長野県社会福祉事業団常務理事

小宮山 紀道

[プロフィール]

昭和56年4月1日採用、水内荘、西駒郷、障がい者福祉センター等、全8事業所に勤務し、現在常務理事

平成30年2月5日、国の障害福祉サービス等報酬改定検討チームから「平成30年度障害福祉サービス等報酬改定に向けて（障害福祉サービス等報酬改定の概要（案）について）」が出されました。平成30年4月からは、何か特別なことがない限り原案通りに報酬改定が実施されることになると思われます。そこで、今回の改定内容について私見を述べてみたいと思います。

思い起こせば前回、平成27年度の報酬改定においては、改定率が±0%の中にあつて福祉分野の人材確保策として福祉・介護職員の処遇改善のための加算の拡充が図られ、さらに平成29年度にも更なる拡充が図られてきました。一方、我々事業者にとっては、もっとも大切である報酬単価そのものについては大幅な改善がなされないばかりか、介護報酬に至っては、減額幅が大きく事業運営の継続に支障を来し、事業の縮小や撤退をする事業所も散見されました。

このため個人的には、今回大幅な報酬改定を夢に見たのですがやはり夢だったというのが現実でした。今回の報酬改定では、新たなサービスとして共生型サービスが導入されますが、それはそれとして今回の改定の中で私が特筆すべきことと感じた点が2点あります。一つは、就労継続支援B型の平

均工賃に応じた報酬の見直しと、もう一つは、相談系サービスにおける変更点についてです。

まずはじめに、就労継続支援B型に利用する皆さんへの工賃支給で努力している事業所を評価する。このことについて異議を唱える人は誰もいないと思われます。だが、利用者工賃が低いリダメな事業所ということでは本当に良いのかということもよく考えてほしいのです。「表1」



【表1】障害福祉サービス等の基本報酬の見直しについて（抜粋 その1）

【シミュレーション】定員20人 月20日利用 平均工賃が5,000円未満の場合

- ・ 現行 584単位 × 10 × 20日 × 20人 × 12月 = 28,032,000円
- ・ 見直し後 562単位 × 10 × 20日 × 20人 × 12月 = 26,976,000円 → △ 1,056,000円

| 現行 | 見直し後 |
|---|--|
| 第5 就労継続支援B型 就労継続支援B型サービス費 (1日につき) イ 就労継続支援B型サービス費(1) (1) 利用定員が20人以下 584単位 | 第5 就労継続支援B型 就労継続支援B型サービス費(1日につき) イ 就労継続支援B型サービス費(1) (1) 利用定員が20人以下 (一) 平均工賃月額が4万5千円以上 645単位 (二) 平均工賃月額が3万円以上4万5千円未満 621単位 (三) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満 609単位 (四) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満 597単位 (五) 平均工賃月額が1万円以上2万円未満 586単位 (六) 平均工賃月額が5千円以上1万円未満 571単位 (七) 平均工賃月額が5千円未満 562単位 |



当事業団のある事業所では、事業所設立時、利用者にあった仕事が多くなか見つからず苦慮している時、近隣の零細企業の方が「工賃は高くないがこの仕事なら知的障がいの方でもやれるのではないか」ということで厳しい環境にもかかわらず仕事を回していただき、今日まで続いているというところがあります。事業所長は、運営が安定してきた現在、自主作業を増やすなどで工賃をアップしたいと考えることもありますが、創成期に協力していただいた企業との関係をビジネスライクに割り切つて、切り捨てるといことがなかなかできないと訴えます。

地域共生社会とか、耳障りのよい言葉が躍る昨今ですが、現場はもがき苦しんでいることをもう少し理解してもらえればと思います。今回この改定で切り捨てられる事業所がなく、利用者も事業所も工賃アップに向かって本来に前向きに取り組める契機になることを祈るばかりです。

もう一つは、相談系サービスについてです。

相談支援事業が制度化された平成24年4月1日以降課題点として言われ続けてきたことがありました。一つは、報酬単価が低く、これでは、正規の質の高い職員を配置することが難しいと

いうこと。もう一つが介護保険における介護支援専門員とは違い、相談員の資格要件が不明確で1週間ほどの研修で資格取得できる割に、実務要件は厳しく、特定の資格や実務経験がない者は10年の実務経験を要することでした。そして今回の改定では、基本報酬は減額「表2」となり、新設された加算により報酬が増減するという複雑な仕組みが取り入れられました。

【表2】障害福祉サービス等の基本報酬の見直しについて（抜粋 その2）

| 現 行 | 見直し後 |
|--|--|
| ≪相談系サービス≫ 第1計画相談支援費 イ サービス利用支援費 1,611単位 | ≪相談系サービス≫ 第1計画相談支援費 イ サービス利用支援費 (1) サービス利用支援費 (I) 1,458単位 (2) サービス利用支援費 (II) 729 単位 |

※見直し後の (I) は取扱い件数40未満の場合の単位数、(II) は取扱い件数40以上の場合の単位数
 ※平成31年3月31日までは経過的に (I) 1,611単位、(II) 806単位を適用（一部除外）



さらに、報酬単価が低いこともあり、どの事業所も職員については、兼務や非常勤職員の配置で依頼される相談件数に対応してきた現状でしたが、今回相談員の標準担当件数（40件）も設定されました。障がい福祉サービスの人手不足が深刻化する中で、さらに手厚い職員配置が必要となります。すでに長野県内においては相談支援事業から撤退する事業所もちらほら見受けられます。早晩、介護支援専門員や医療相談員等の職種の皆さんにも門戸を広げるなどしていかないときちんとした相談支援体制を継続するための専任の職員確保は難しくなるのではないかと憂慮しています。相談支援事業が、障



がい分野においては利用者の命運を左右する事業であるとすれば、あまり小手先の対応ではなく抜本的な対応が求められるように思います。

最後に私としては、当長野県社会福祉事業団の元理事長で埼玉県立大学の元学長、佐藤進さんが従来より提唱されていた「介護保険と障がい福祉の一元化」についても一度真摯に議論する時期に来ているのではないかとも思うのですがどうでしょうか。

抜本的な制度改正がなされないまま、限られた財源の中で細切れのように制度に手を加えている現在の状況では、持続可能な制度たりうるのかどうか改めて考えさせられる今日この頃です。

長野県社会福祉事業団の「地域における公益的取組」とは？

社会福祉法の改正に伴い、平成29年4月よりすべての社会福祉法人に「地域における公益的取組」の責務が課せられました。

この取組については「①社会福祉事業又は公益事業を行うに当たって提供される福祉サービスであること」「②対象者が日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者であること」「③無料又は低額な料金を提供されること」以上3つの要件をすべて満たす必要があります。現在、当事業団および各事業所における取組の中にも該当するものがないか、また新たに取組むべき課題がないか、当事業団では地域貢献委員会を立ち上げ検討を重ねてきました。

こうした中、平成30年1月23日厚労省の事務連絡において、その取組の解釈が示され、現在の取組の中にも工夫したり、視点を変えることで「地域における公益的取組」に該当し得るものが複数あることがわかりました。

このような状況を踏まえ、当事業団では今まで培ってきた専門性や地域のネットワーク等を活かしながら「**ア**現在実施している取組」「**イ**既存事業の転化による取組」、そして新たな取組として「**ウ**高齢者、障がい者等の孤独を解消する取組」の3つの視点から、地域のニーズに対応した「地域における公益的取組」を実施することとしました。

ウ 高齢者、障がい者等の孤独を解消する取組

高齢化、核家族化が進み孤独感や孤立感や困り感を抱える、高齢者や障がい者等に対し、外部の方との接触が途切れないよう居場所を提供し、活動への参加や情報交換の中で、気の合う仲間との会話の機会を増やすとともに、今までの経験を活かした活動のまとめ役や講師役として「出番」を作ることで孤独を解消します。

(例：飲食スペースの設置や施設解放による居場所づくり)



イ 既存事業の転化による取組

各事業所が計画している「地域の暮らしの充実を図るための地域貢献活動」を単に代替させるのではなく、「地域における公益的取組」となる要件を加え、地域のニーズに応える新たな活動とし積極的に取組みます。

(例：中山間地への移動販売、職員研修への地域住民参加)



ア 現在実施している取組

「信州あんしんセーフティネット事業」

引き続き、長野県社会福祉法人経営者協議会が主催する本事業の共催事業所として、ひきこもりの者や生活困窮者など生活に困っている方々に、緊急支援を提供するとともに、生きづらさを抱えている方々のために、職業体験や職業「訓練の場づくり」を提供します。

【信州あんしんセーフティネット事業概要】この事業は、生活困窮者自立支援制度とも連携しながら、失業・離婚・虐待・DV・けがや病気などで生活に困っている方々に、緊急支援を提供するとともに、様々な生きづらさを抱えた方々のために、職業体験や職業訓練の場づくりを目指すものです。会員の社会福祉法人が事業費を拠出して実施します。



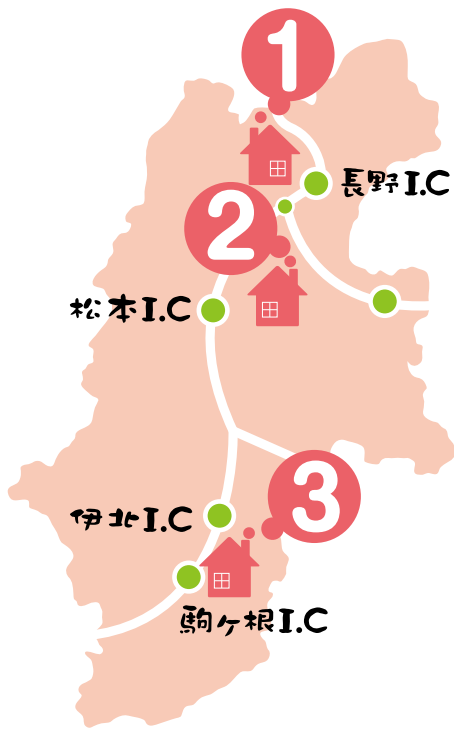
地域貢献委員会委員長
善哉 健次
(本部事務局 事務局長)

当事業団では地域貢献委員会を平成28年度に設置し、地域ニーズの調査・分析、そして「地域における公益的取組」の具体的な企画、立案を行ってきました。

法改正当初は「地域における公益的取組」の3要件の解釈が不明確であったことに加え、長野県全域で事業展開する当事業団ならではの課題として、「どこを地域とするのか(長野県全体なのか、事業所の所在する市町村なのか)」といった議論、さらには「一過性の取組ではなく継続させていくための工夫等、各事業所長やリーダー研修等でもアイデアを募る中で、今回の計画を導き出しました。

委員会を通じて感じたことは、「地域における公益的取組」は「やらなければならぬ」という受動的な姿勢ではなく、地域ニーズを敏感にキャッチし「やる必要がある」という能動的な姿勢が重要なのではないかということです。

今後、これらの取組をどのように情報発信し、地域や関係者に活用していただくかという次の課題もあります。社会福祉法人長野県社会福祉事業団としての責務を認識し、一步一步着実に前進できればと思います。



① 八雲日和

～「うどん」「おやき」作りたい人、集合!!～



八雲日和では、平成26年8月に高齢障がい者（概ね65歳以上）の方を対象とした従たる事業所『ほのぼのハウス』（生活介護事業）を、平成28年4月に『うどん・おやき工房さくら』（就労継続支援B型事業）をそれぞれ開設し、若い障がい者の方を中心とした『八雲日和』（生活介護事業）と併せて、現在3拠点で事業を展開しています。

開所以来取り組んでいる「うどん」「おやき」は地域の方にも好評で、リピーターの方も増えてきています。しかし、利用者の高齢化に伴い、介護保険施設を利用する方が増え、作業に取り組める方が少なくなってきたことが現状です。養護学校等からの実習の受け入れも行っていきますが、今後の課題として「工房さくらで働きたい!」と思っただけのような魅力的なアピールを現在模索中です。（増田）

【八雲日和事業体系図】

主たる事業所

八雲日和(H18開所)
(生活介護(定員25))(若い方中心)

従たる事業所

「ほのぼのハウス」(H26開所)
(生活介護 ※八雲日和から10人が利用)(高齢者中心)

「うどん・おやき工房さくら」(H28開所)
(就労継続支援B型(定員25))(働きたい方中心)

② 松本あさひ学園

～心をひとつに「松本あさひ太鼓」～

松本あさひ学園は本年で開設7年目を迎え、学園の一大イベントである「ほほえみ祭」を10月に無事に開催することが出来ました。普段から学園の児童と関わってくださっている



アルバイトの方、児童の学習や遊びを支援して下さる方など、総勢23名の方がボランティアとして来園してくださり、ご協力いただきました。また、屋台販売では、「八雲日和」、「信州まめ匠」、「松本ひよこ」の皆様にも出店いただきました。イベントでは、子ども達のダンスやボイスパーカッション、歌、カードゲームの対戦を中継し映し出すなど、工夫を凝らした出し物も行ないました。

中でも、「松本あさひ太鼓」は、児童16名、職員10名の総勢26名で、心をひとつにして演奏しました。治療の一環として行なわれている太鼓演奏は、子ども達に自己有能感を与え、マナーや社会性を身につける良い機会となっています。これからも伝統ある「松本あさひ太鼓」を大切に受け継いで



いくと共に、より多くの皆様へ演奏をお届けできるよう、より一層努力してまいります！（宮崎）

③ 西駒郷

駒ヶ根支援事業部 駒ヶ根日中支援課「すてっぷ」

～少人数化と徹底した個別支援～



「すてっぷ」は、西駒郷の駒ヶ根日中支援課にある9つの日中活動グループの1つであり、開設して約5年と比較的新しい活動グループになります。

「すてっぷ」が開設された経緯は、障がい特性等により既存のグループになかなか馴染めない方に対して、少人数化と徹底した個別支援から、最もその方に合った支援方法を探る目的で誕生しました。

現在、5名の利用者さんが在籍しておりTEACCHプログラムの構造化などの手法を用いて、一人ひとりの特性を見極め、オーダーメイドの作業・活動を工夫して提供しています。

（小林）



派遣 ・ 交換 研修

1. 発達障がい者支援施設への派遣研修

目的

第3次長期構想の重点施策の一つとして掲げる「障がい特性に応じたサービスの提供」に向け、特に課題となっている発達障がい者支援に関して先進施設で長期間研修を行い、知識や技術を習得することでより効果的な支援に繋げる。

研修先

(社福) 林檎の里 自閉症支援施設あおぞら
(上水内郡飯綱町大字芋川16013-6)

研修期間

平成29年10月30日
～平成29年12月8日
(1ヶ月間)

研修職員感想

指定障害者支援施設
西駒郷駒ヶ根支事業部駒ヶ根日中支援課
支援員 上松 祐奈

他施設をみることは学生時代の実習以外では今までなかったため、勉強になることが多く有意義な研修となりました。

専門性では特に構造化が徹底されており、利用者が落ち着いて生活できるように工夫されていました。作業室は個室化されているため、その人に合わせたスペースになっていました。自施設でも構造化は取り入れています但個々の空間というのは自閉的傾向の方にとっては大切なことだろうと改めて感じました。

また支援上、職員同士で話す時間を持つことは大切なことだと思いました。徹底した職員間の連携により職員同士で協力し合っってチームで考えていく大切さも学びました。

今回学んだことを周りの職員さんに伝達し、協力しながら利用者さんにとって充実した活動や安心して生活できるためには何が必要なのか考えていきたいと思ひます。

担当者のコメント

(社福) 林檎の里 自閉症支援施設あおぞら
施設長 岩井 歩 様

利用者さんに寄り添う丁寧な支援が輝いていました。

新鮮な風を吹き込んでいただき職員一同心より感謝いたします。

全ての人の笑顔と幸せ、豊かな地域生活の創出により地域に多様性と笑顔をもたらす、そんな事業団の取組をこれからも一緒に力を合わせ推進していけたらと願っています。

飯綱町

長野市

2. 特別養護老人ホームへの派遣研修

目的

虐待防止策の一つとして言葉遣いや接し方、意思確認・決定方法など人権意識の向上を図るため、また、事業団でも課題となっている高齢化・重度化に対応していくために介護現場の状況を学び、今後のサービス提供に活かす。

研修先 ①

(社福) 豊智福祉会 特別養護老人ホーム
泉平ハイツ
(長野市豊野町豊野2298番地2)

研修期間

平成29年11月6日～平成29年11月17日
平成29年12月11日～平成29年12月17日
(計10日間)

研修職員感想

指定多機能型事業所
八雲日和 係長 増田 佳奈江

利用者に接する際に場面、場面で丁寧な声かけを行い、ちょっとした気配り等目にしたときには、今までの利用者対応について反省するところばかりで、今後の支援に活かせるように取り組んでいきたいと感じました。

また、食事介助をはじめとして入浴、排泄、おむつ交換、車いすやベッドへの移乗等できる限りのことを実際に関わらせていただき、介護技術の習得も今後は視野に入れていかなければいけないと思ひました。

担当者のコメント

(社福) 豊智福祉会 特別養護老人ホーム泉平ハイツ
生活相談員 湯本 美香 様

日々違う場所での実習は戸惑いもあったと思ひますが、それを感じさせない笑顔と何事にも動じない増田さんの姿勢は私共が見習うべきところでした。

「地域貢献活動」およびこれからの福祉を支えていく「人材育成」は、当施設の課題であります。長年にわたり地域福祉の拠点として生まれ、また優れた人材育成に取り組まれている事業団にご指導、ご教示をいただきたく存じます。

福祉サービスは、「人を相手とし、人が行う専門的な対人サービス」であることから、職員の質を高めることの重要性が非常に高い職種と言えます。
このような視点から、当事業団では平成29年度の重点施策として「提供するサービスの質の向上」を明記しており、職員の支援技術の向上のため今年度は4つの派遣・交換研修を実施しました。
なお、研修内容を今後の支援に活かすため、早速、復命研修をスタートしました。

3. 心理職員の児童相談所職員との交換研修

目的

児童相談所との連携と治療の質の向上を図るため、松本あさひ学園と児童相談所の心理職員の交換研修を実施する。

研修先

長野県 松本児童相談所
(松本市波田9986)

研修期間

平成29年4月1日
～平成30年3月31日
(1年間)



研修職員の感想

児童心理治療施設 松本あさひ学園 治療支援課
心理治療員 中島 優香

実際に児童相談所の中に入って一年働く中で、児童相談所業務の多忙さ、難しさを目の当たりにしました。

その中で、児童がどのように児童相談所に繋がっていくのか、松本あさひ学園を必要とするのはどのような児童なのか考える良い機会になりました。

県内唯一の児童心理治療施設である松本あさひ学園は「治療施設」として期待されていると同時に、「治療とは何ができるのか」、常に問われていると感じました。

松本あさひ学園での治療とは何を指すのか、児童によって異なる治療をきちんと児童相談所と話し合っていくことが必要なのだと感じました。

担当者のコメント

長野県 松本児童相談所 相談判定課
課長 代田 美奈 様

中島さんは非常に熱心で、児相の業務を色々と吸収しようとしている姿が印象的でした。松本あさひ学園では経験できない乳幼児の関係や、一時保護の関係の研修も盛り込む中で、色々な体験してもらえたと思います。

昔、県職員は西駒郷や信濃学園等を異動する中で力をつけてきたのですが、今、長野県の心理職は「児童相談所」勤務がほとんどで、現場を持っている事業団は非常に大切だと思います。

色々な職場を体験する中で、最終的に自分の特性、やりたいことを見つけて「スペシャリスト」に成長していただければと思います。



松本市

伊那市



リーダー研修 (H30.1.19開催)

- 発達障がい者支援施設への派遣研修
 - 特別養護老人ホームへの派遣研修
- を報告



心理・支援員研修 (H30.2.21開催)

- 心理職員の児童相談所職員との交換研修を報告

研修先 ②

(社福)上伊那福祉協会 特別養護老人ホーム
みすず四恩の家 (伊那市美篤7164番地2)

研修期間

平成29年11月2日～平成29年11月6日
平成29年12月11日～平成29年12月15日
(計10日間)



研修職員の感想

指定障害者支援施設
西駒郷駒ヶ根支援事業部さくら支援課
主任支援員 新井 孝尚

「～しますか?」という声掛けをすることで、入居者さんに選択をしていただくことを意識していた点や、本人の希望やサービス計画書から「24時間シート」を作成し、それに従ってサービスを提供していた点など、本人主体・自己決定の支援のヒントをいただきました。

また、制度的に可能かどうかは別として、西駒郷も高齢者・重度者ユニットを設定し、専門的な支援ができる職員が担当することで、介護保険施設のような、その人(世代)にあった支援を提供する必要があると思いました。

さらに、理念や行動規範の読み合わせや、人権擁護の研修も大事ですが、チーム(組織)の強化、専門知識の習得、職員の精神的フォロー等を行うことも人権擁護には必要だと感じました。

担当者のコメント

(社福)上伊那福祉協会 特別養護老人ホームみすず四恩の家
施設長 田畑 幸子 様

ご自分で力を持っている研修でしたが、礼と節をわきまえた人柄がにじみ出る実習でした。新井さんのあたたかみに、ほっとされる入居者の皆さんの笑顔がとても印象的でした。今後益々事業団の皆様のご活躍を期待します。



トピックス

各種資金貸付事業を 利用してみませんか？

長野県社会福祉事業団では、次の資金貸付事業を行っています。

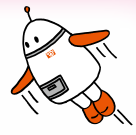
この事業は、一定の条件を満たすと貸付金の返還が免除されますので、介護や保育の仕事を目指す方、資格を取得しステップアップを目指す方、自立を目指す方などに優しい制度です。

各事業により募集期間や対象者、貸付等の条件が異なります。詳しくは事業団（本部事務局）ホームページからご確認ください！

（黒字の事業は随時募集、赤字の事業は平成30年4月中に募集を行います）

1 介護福祉士修学資金等貸付事業

- (1) 介護福祉士・社会福祉士修学資金貸付事業（月額 50,000 円以内ほか）
- (2) 介護福祉士実務者研修受講資金貸付事業（200,000 円以内）
- (3) 離職した介護人材の再就職準備金貸付事業（200,000 円以内）



2 保育士修学資金貸付等事業

- (1) 保育士修学資金貸付事業（月額 50,000 円以内ほか）
- (2) 保育補助者雇上費貸付事業（年額 2,953,000 円以内ほか）
- (3) 未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付事業（月額 27,000 円以内）
- (4) 就職準備金貸付事業（400,000 円以内）
- (5) 未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援事業利用料金の一部貸付事業（年額 123,000 円以内）



3 ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業

- (1) 入学準備金貸付事業（500,000 円以内）
- (2) 就職準備金貸付事業（200,000 円以内）



4 児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業

- (1) 生活支援費（月額 50,000 円以内）
- (2) 家賃支援費（家賃相当額）
- (3) 資格取得支援費（250,000 円以内）



第7回 信州駒天駅伝大会 結果報告 [平成29年10月21日(土)]

| 区分 | 順位 | チーム名/参加者名 | 所属 |
|-------------|----|-----------|----------------------|
| 団体 | 1位 | リバース | (医) 齊藤診療所 |
| | 2位 | フレンド | (医) 齊藤診療所 |
| | 3位 | ブルゾンにしこま | 西駒郷 |
| 個人 1.5km | 男性 | 1位 | 春日教生 (医) 齊藤診療所 |
| | | 2位 | 西川慎一 西駒郷 |
| | | 3位 | 片倉千寛 (医) 齊藤診療所 |
| | 女性 | 1位 | 奥田麻衣 (医) 齊藤診療所 |
| | | 2位 | 中山ゆり (医) 齊藤診療所 |
| | | 3位 | 沢井亜由美 (医) 齊藤診療所 |
| 個人 750m | 男性 | 1位 | 小池風太 ほっとグループホーム伊北・伊南 |
| | | 2位 | 小林輝匡 ほっとグループホーム伊北・伊南 |
| | | 3位 | 下平拓樹 伊那養護学校 |
| | 女性 | 1位 | 後藤杏 伊那養護学校 |
| | | 2位 | 唐澤祐希菜 伊那養護学校 |
| | | 3位 | - |

お問い合わせ 〒380-0928 長野市若里七丁目1番7号
長野県社会福祉総合センター5階 Tel: 026-228-0337

プレゼント

八雲日和「うどん・おやき工房 さくら」



支援員
玉井 靖人からの
メッセージ



八雲日和の「お八季」は「八雲うどん」と並んで多くの皆様から大変ご好評をいただいている主力商品です。長野県産小麦粉100%「更級のめぐみ」で作った皮で包み蒸した、昔ながらの家庭のおやきです。珍しいところでは、具材に「うどん」を使用した「焼うどん」のお八季や、その時々で季節限定商品もあります。お陰様で、お八季の売り上げは伸びており、また、「うどん・おやき工房 さくら」に移転開設してから地域の方々にご購入いただくことも増え、利用者の励みとなっています。八雲日和の「お八季」を、ぜひ一度ご賞味ください。

事業団だより「やまなみ」の感想や今後掲載してほしい内容等について、①郵便番号、②住所、③氏名、④電話番号を記載のうえメールまたは郵便はがきにて法人本部（事務局）までお寄せ下さい。
5月末までにお寄せいただいた方の中から抽選で5名の方にプレゼントいたします。
なお、当選発表は賞品の発送をもってかえさせていただきます。
(プレゼントの発送は6月頃を予定しています。)

編集後記

社会福祉法人に「地域における公益的取組の責務」が課せられる以前から、当事業団に限らず、多くの法人が地域に向けた取組を実施してきたと思います。しかしながら「社会福祉法人」がどのような団体なのか、地域社会ではあまり知られていないのが実情のようです。
大切なのは社会福祉法人の取組を見える化し発信することで、その存在価値を明らかにしていくことだと思います。
今後、情報発信のあり方がますます問われることになりそうです。(中村)

退職
(平成29年12月31日付)
水内 荘 栄養士/藤澤 彩
(兼) 他職との兼務職員

事業所間異動等
(平成29年10月1日付)
伊那 ゆい まる
支援員/池上美江 (ほっとグループホーム伊北支援員)
ほっとグループホーム伊北 支援員/坂井妙子 (兼)、支援員/松尾謙 (兼)
ほっとグループホーム伊南 支援員/奥村志穂 (兼)、支援員/小池心平 (兼)
(平成30年1月1日付)
水内 荘 栄養士/湯本美智子 (長野市地域活動支援センターこぶし支援員)

人事異動

掲載記事の内容等についてのお問い合わせ及びプレゼントの応募はこちらまでお願いします。



社会福祉法人
長野県社会福祉事業団

〒380-0928 長野市若里七丁目1番7号 長野県社会福祉総合センター5F
tel: 026-228-0337 fax: 026-228-0310
URL: http://park19.wakwak.com/~nagano-shafuku-j/